

対象範囲について（案）

現行の判断基準における小型貨物自動車の対象範囲は、揮発油又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5 t 以下の貨物自動車であって、道路運送車両法第 7 条第 1 項の型式指定を受けたもの（型式指定自動車）である。

次期判断基準の対象範囲についても、特段変更する理由が無いことから、引き続き同じ対象範囲とする。

省エネ法において特定エネルギー消費機器となっている
貨物自動車の対象範囲

	乗車 定員	車両 総重量	揮発油	軽油	液化石油ガス	その他 燃料
乗 用 自 動 車	10人以下		型式指定自動車	型式指定自動車	型式指定自動車	
	11人以上	3.5 t 以下	型式指定自動車	型式指定自動車		
		3.5 t 超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		
貨 物 自 動 車		<u>3.5 t 以下</u>	<u>型式指定自動車</u>	<u>型式指定自動車</u>		
		3.5 t 超		型式指定自動車 及び一酸化炭素 等発散防止装置 指定自動車		

アンダーライン部分が、今回新燃費基準を策定する小型貨物自動車の対象範囲